

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 7 月 7 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第34号

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(室) 第19条 人事課に行政経営室を、情報課に情報化推進室を、さが創生推進課に移住支援室を、スポーツ課に国民体育大会・全国障害者スポーツ大会準備室を、長寿社会課に地域包括ケア推進室を、障害福祉課に就労支援室を、ものづくり産業課にコスメティック構想推進室を、建築住宅課に施設整備室を、河川砂防課に水資源調整室を置き、室の分掌事務は、課長が定める。	(室) 第19条 人事課に行政経営室を、情報課に情報化推進室を、さが創生推進課に移住支援室を、スポーツ課に <u>総合運動場等整備推進室及び国民体育大会・全国障害者スポーツ大会準備室</u> を、長寿社会課に地域包括ケア推進室を、障害福祉課に就労支援室を、ものづくり産業課にコスメティック構想推進室を、建築住宅課に施設整備室を、河川砂防課に水資源調整室を置き、室の分掌事務は、課長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年 7 月10日から施行する。

(佐賀県財務規則の一部改正)

2 佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(定義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) 略 (6) 本庁等の各課の副課長 組織規則第24条第 1 項に規定する	(定義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) 略 (6) 本庁等の各課の副課長 組織規則第24条第 1 項に規定する

改正前	改正後
<p>マネージャー、同項及び組織規則第27条第1項に規定する副課長及び副センター長、教育委員会事務局副課長、警察本部会計課課長補佐、監査委員事務局副監査監、人事委員会事務局人事主幹、労働委員会事務局副課長、議会事務局総務課副課長、行政経営室長、情報化推進室長、移住支援室長、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会準備室長、地域包括ケア推進室長、就労支援室長、コスメティック構想推進室長、施設整備室長、水資源調整室長、県立高校再編整備推進室長、特別支援教育室長、教育情報化支援室長、人権・同和教育室長並びに全国高総文祭準備室長をいう。</p> <p>(7)～(19) 略</p>	<p>マネージャー、同項及び組織規則第27条第1項に規定する副課長及び副センター長、教育委員会事務局副課長、警察本部会計課課長補佐、監査委員事務局副監査監、人事委員会事務局人事主幹、労働委員会事務局副課長、議会事務局総務課副課長、行政経営室長、情報化推進室長、移住支援室長、<u>総合運動場等整備推進室長</u>、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会準備室長、地域包括ケア推進室長、就労支援室長、コスメティック構想推進室長、施設整備室長、水資源調整室長、県立高校再編整備推進室長、特別支援教育室長、教育情報化支援室長、人権・同和教育室長並びに全国高総文祭準備室長をいう。</p> <p>(7)～(19) 略</p>